

2 試験場所

神戸市西区学園西町8-2-1
兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス

3 試験科目

(1) 筆記試験

- ア 毒物及び劇物に関する法規
- イ 基礎化学
- ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

4 試験区分

一般

農業用品目

特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）、各健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒〔定形外角形3号（日本工業規格B5用紙が折れ曲がらないもの）に140円分の郵便切手を貼り付け、あて先を明記したもの〕を添えて薬務課に申し込むこと。

イ 写真

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦6センチメートル、横4.5センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。

(2) 受付期間

平成21年5月25日（月）から同年6月5日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送による場合は、簡易書留によることとし、平成21年6月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

ア 兵庫県内に住所を有する者は、住所地を管轄する健康福祉事務所。ただし、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市に住所を有する者は、薬務課

イ 兵庫県外に住所を有する者は、薬務課

ウ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）まで

(4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。

(5) 手数料

10,500円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、願書受付後、手数料は返還しない。

6 受験票の送付

受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人あて送付する。

7 合格者の発表

平成21年9月11日（金）午前10時に薬務課及び各健康福祉事務所に受験番号を掲示して行うほか、直接合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。

なお、電話による合否の問い合わせには応じない。

8 試験についての問い合わせ先

(1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話（078）341-7711（内線 3313、3314）

(2) 各健康福祉事務所



兵庫県告示第558号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、同法第28条に規定する業務を行う次の者の指定を平成21年3月31日付で取り消した。

平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 財団法人 姫路市障害者職業自立センター
- 2 住所 姫路市御立西五丁目6番26号
- 3 事務所の所在地 同上



兵庫県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 町の名称 | 事業名 | 地区名 | 同意年月日 |
|------|----------------------------|------|------------|
| 猪名川町 | 基盤整備促進事業（農地等高度利用促進・担い手育成型） | 笹尾地区 | 平成21年3月31日 |



兵庫県告示第560号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
西宮市塩瀬町名塩字南山5318の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第561号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所

淡路市久野々字牧墓734の1、734の2、734の22

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字牧墓734の1、734の22

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月1日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|---|----|------------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| 県道 青垣柏原線 | 丹波市氷上町沼字樋ノ口55番10から 同 市氷上町沼字樋ノ口58番1まで | 旧 | 11.0から 11.0まで | 58.0 | |
| | | 新 | 11.0から 15.0まで | 58.0 | |
| 県道 青垣柏原線 | 丹波市青垣町佐治字小島233番3から 同 市青垣町西芦田字藤淵499番1まで | 旧 | 11.0から 12.0まで | 220.0 | |
| | | 新 | 12.0から 30.0まで | 220.0 | |



兵庫県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月1日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|-------|----|-----------------|---------------|----|
| | 区 間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備考 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-------------|--|---|-----------------|------|--|
| 県道 洲本松帆線 | 南あわじ市広田広田字花屋631番1から 同 市広田広田字花屋638番1まで | 旧 | 3.0から 6.0まで | 62.0 | |
| | | 新 | 3.0から 15.0まで | 62.0 | |



兵庫県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年5月1日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|--------------|--|----|-----------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 国道 429号 | 丹波市青垣町中佐治字平野上2109番1から 同 市青垣町中佐治字平野上2103番1まで | 旧 | 3.0から 10.0まで | 118.0 | |
| | | 新 | 7.0から 18.0まで | 105.0 | |

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

| | | |
|-----------|-----------------|-----------|
| 氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定の取消年月日 |
| 株式会社 圭和商会 | 西宮市戸崎町6番17号 | 平成21年4月1日 |



軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成21年5月1日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号 | 有効期限 | 免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び名称 | 交付県民局 | 紛失年月日 |
|-----------------|-------|------------|------------------------------|-------|-----------|
| 漁船 以外の 船舶 | A0675 | 平成21年12月5日 | 篠山市日置398 野々口 賢三 | 丹波県民局 | 平成21年4月9日 |

県議会公告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成20年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成21年5月1日

兵庫県議会議長 釜谷研造

1 公文書公開及び異議申立ての状況

(単位：件)

| 区分 | 公文書の公開 | | | | | 異議申立て件数 |
|----|--------|-------|------|-----|-----|---------|
| | 請求件数 | 処理状況 | | | | |
| | | 公開 | 部分公開 | 非公開 | その他 | |
| 件数 | 1,215 | 1,142 | 71 | 2 | — | 0 |

2 情報提供の状況

提供件数 191件